

指定代理請求特約



ご契約のしおり

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

*被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、(指定)代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

●代理請求の対象となる給付金など

*代理請求の対象となる給付金などは、つぎのとおりです。

1. 被保険者が受取人となるつぎの給付
 - ・がん診断給付金
 - ・がん入院給付金
 - ・入院給付金
 - ・手術給付金
 - ・通院給付金
 - ・介護年金
 - ・高度障害保険金
 - ・三大疾病保険金
 - ・障害給付金
 - ・リビング・ニーズ保険金 など
2. 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
(こども保険の保険料の払込免除は、契約者について代理請求の取扱をします。)

●指定代理請求人から請求する場合

*被保険者(※1、2)が受取人となる給付金などについて、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

- ・被保険者(※1、2)が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合
- ・その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合

*ご請求に必要な書類については、別表1をご覧ください。

●指定代理請求人に指定できる方

*あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者（※1、2）に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

*ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。お手続きに必要な書類については、別表1をご覧ください。

※1 がん保険の場合は主たる被保険者／第1被保険者

※2 保険料払込免除特則が付加されたこども保険で保険料の払込免除を請求する場合はご契約者

●指定代理請求人が指定できない場合

1. がん保険の場合

*ご契約が家族契約の場合または子供特約が付加されている場合、主たる被保険者／第1被保険者のご家族については指定代理請求人は指定できません。この場合、代理請求人（P.3）がご家族に代わって給付金などを請求できます。

2. 新医療保険、疾病入院保険の場合

*家族医療特約などが付加されている場合、主契約の被保険者のご家族については、給付金の受取人が主契約の被保険者となっているため、指定代理請求人は指定できません。

*つぎのすべてに該当しているときには、代理請求人（P.3）が支払事由に該当した被保険者に代わって給付金を請求できます。

- ・主契約の被保険者が死亡し、家族医療特約などの給付金の受取人が、支払事由に該当した家族医療特約などの被保険者となっているとき
- ・家族医療特約などの給付金の受取人が給付金を請求できない特別な事情があるとき

3. 5年ごと利差配当付こども保険の場合

*被保険者については指定代理請求人の指定はできません。この場合、代理請求人（P.3）が被保険者に代わって祝金を請求できます。

●代理請求人による請求となる場合

*つぎの (a)～(e) のいずれかに該当し、被保険者（※）が給付金などを請求できない特別な事情がある場合は、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (a) 指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合
- (b) 指定代理請求人が死亡している場合
- (c) 指定代理請求人の指定が撤回された場合
- (d) 指定代理請求人があらかじめ指定されていない場合
- (e) 指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

*代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・被保険者（※）と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- ・代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

※ 保険料払込免除特則が付加されたことも保険で保険料の払込免除を請求する場合はご契約者

*がん保険の主たる被保険者／第1被保険者のご家族の代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- (1) 主たる被保険者または第1被保険者
- (2) 主たる被保険者または第1被保険者がいない場合には、支払事由に該当した被保険者と同居または生計を一にしている当該被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族
- (3) 代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

*ご請求に必要な書類については、別表1をご覧ください。

お願い

ご事情により契約時に指定代理請求人を指定しない場合や指定代理請求人の指定を撤回した場合でも、その後指定代理請求人を指定いただけるようになりますら、すみやかに当社または募集代理店までご連絡ください。

留意点

●特約の付加に際して

*「指定代理請求特約」を付加した場合には、主契約または「リビング・ニーズ特約」に指定代理請求人または代理請求人による請求の規定があるときでも、それを適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

●代理請求に際して

*故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

*給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

●代理請求により給付金などを支払った後について

*給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

*代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申し出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

ご注意

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条<特約の対象となる給付金等>

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条<指定代理請求人の指定>

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合

- (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
- (3) その他前2号に準じる状態(給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。)であると会社が認めた場合
- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当

な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求人に解除の通知をします。

第7条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>の規定を適用します。

第9条<主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用>

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条<主契約ががん保険の場合の取扱>

- 1 この特約をがん保険 [昭和49年10月制定]、新がん保険、がん定期保険またはがん保険 [2000] に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結>第1項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者または第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 主たる被保険者または第1被保険者以外の被保険者（以下、「主たる被保険者等の家族」といいます。）については、指定代理請求人の指定はできません。
 - (3) 支払事由に該当した被保険者が主たる被保険者等の家族の場合で、給付金等の受取人が第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>第1項に定める状態に該当したときには、同条第3項の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

3 つぎの各号に定めるいずれかの者（以下、「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。

- (1) 主たる被保険者または第1被保険者
- (2) 主たる被保険者または第1被保険者がいない場合には、支払事由に該当した被保険者と同居または生計を一にしている当該被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族
- (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者

- 2 この特約を新がん保険、がん定期保険、がん保険 [2000]、がん保険 [無解約払戻金型]、がん保険 [終身・無解約払戻金型A] またはがん保険 [終身・無解約払戻金型B] に付加した場合で、主約款の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合の規定により主契約が無効とされたときには、この特約は同時に消滅し、消滅時までには効力があつたものとします。
- 3 この特約をがん保険 [昭和49年10月制定] に付加した場合で、その後

主契約の主たる被保険者の変更が行われたときには、新たに主たる被保険者になった者については指定代理請求人による請求に関する規定は適用せず、第1項の規定を適用します。

第12条<主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱>

この特約を新医療保険または疾病入院保険に付加した場合で、主契約に家族医療特約、家族疾病入院特約など主契約の被保険者の妻または子を保障する特約（以下、「家族医療特約等」といいます。）が付加されているときには、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約の被保険者以外の被保険者（以下、「主契約の被保険者の家族」といいます。）については、指定代理請求人の指定はできません。
- (2) 支払事由に該当した被保険者が主契約の被保険者の家族の場合で、つぎのすべてに該当する場合には、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>第3項の規定を適用します。
 - ① 主契約の被保険者が死亡し、家族医療特約等の給付金等の受取人が支払事由に該当した家族医療特約等の被保険者となっているとき
 - ② 家族医療特約等の給付金等の受取人が第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>第1項に定める状態に該当したとき

第13条<主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱>

この特約を5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕に付加した場合は、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者については、指定代理請求人の指定はできません。また、給付金等の受取人が第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>第1項に定める状態に該当したときには、同条第3項の規定を適用します。
- (2) 主契約に保険料払込免除特約が付加されているときには、つぎのとおりとします。
 - ① 第2条<特約の対象となる給付金等>第2号をつぎのとおり読み替えます。

(2) 保険料の払込免除

- ② 第3条<指定代理請求人の指定>をつぎのとおり読み替えます。

第3条<指定代理請求人の指定>

保険契約者は、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定してください。

(1) つぎの範囲内の者

- ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
- ② 保険契約者の直系血族
- ③ 保険契約者の3親等内の親族

(2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。

- ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている者
- ② 保険契約者の療養看護に努め、または保険契約者の財産管理を行っている者

- ③ 保険料の払込免除を請求する場合には、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>第3項および第5項中、「被保険者」とあるのを「保険契約者」と読み替えて適用します。
- ④ 第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>第1項および第2項を、つぎのとおり読み替えます。

- 1 保険契約者は、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第14条<主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱>

主契約に総合介護保障移行特約、確定年金支払移行特約、公的介護保険制度連動年金支払移行特約、年金支払移行特約など主契約の全部または一部を所定の保障または支払に移行する特約が付加された場合で、主契約の全部または一部を移行した後に主契約が消滅した場合には、第8条<特約の消滅>の規定にかかわらず、この特約は消滅しません。

<附則>

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものをいいます。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約〔2000〕を総称したものをいいます。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

別表1 請求書類

<指定代理請求特約>

1. 給付金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更等 <ul style="list-style-type: none"> ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

